様式第一（第三条第一項関係）

事業活動計画書

1.　宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の目的

2.　宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の期間

3.　宇宙資源の探査及び開発を行おうとする場所

4.　宇宙資源の探査及び開発の方法

5.　宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の内容

6.　宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の資金計画及び実施体制

備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　本事業活動計画書は、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則で定める様式第１７と併せて提出すること。

3　宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則第４条第１項の規定に基づき、公表することにより、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動に係る利益が不当に害されるおそれがある部分及びその理由を記載した書類を提出する場合は、本事業活動計画書と併せて提出すること。

○内閣府令第七十四号

宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（令和三年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）第二十条第一項及び第二項の規定に基づき、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年十二月十六日　内閣総理大臣　岸田　文雄

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定のうち改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（人工衛星の管理に係る許可の申請等） **第二十条**　［略］ ３・２　［略］ ３　法第二十条第一項の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　法第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る人工衛星 二　法附則第四条の規定に基づき法第二十条第一項の規定を適用しないこととしている人工衛星の管理に係る人工衛星 三　国が行う人工衛星の管理に係る人工衛星 ４　法第二十条第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる人工衛星の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一　前項第一号の人工衛星　法第二十条第二項の許可の許可番号又は申請年月日 二　前項第二号又は第三号の人工衛星　人工衛星の軌道その他の当該人工衛星を特定することができる情報 ［５～７　略］ （変更の許可の申請等） **第二十五条**　人工衛星管理者は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九による申請書に、第二十条第二項第一号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及	（人工衛星の管理に係る許可の申請等） **第二十条**　［同上］ ２　［同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ ［３～５　同上］ （変更の許可の申請等） **第二十五条**　人工衛星管理者は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九による申請書に、第二十条第二項第一号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及